

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成24年3月30日

香川県知事 浜 田 恵 造

### 香川県規則第27号

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

香川県看護学生修学資金貸付条例施行規則（昭和38年香川県規則第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(特定医療施設等)</p> <p>第1条の3 略</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p><u>(5) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第27項に規定する介護老人保健施設</u></p> <p><u>(6)・(7) 略</u></p> <p><u>(8) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、助産施設、乳児院、障害児入所施設、児童発達支援センター又は情緒障害児短期治療施設</u></p> <p><u>(9) 児童福祉法第21条の5の15第1項に規定する障害児通所支援事業所</u></p> <p><u>(10)～(12) 略</u></p> <p>(看護職員の業務)</p> <p>第1条の4 略</p> <p>(1) <u>前条第3号</u>に掲げる施設 助産師の業務</p>	<p>(特定医療施設等)</p> <p>第1条の3 条例第3条第1項に規定する規則で定める医療施設等は、県内の次に掲げる施設等とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条第6項の規定により厚生労働大臣の指定した独立行政法人国立病院機構及び高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成20年法律第93号）第4条第1項に規定する国立高度専門医療研究センターの設置する医療機関</u></p> <p><u>(4) 児童福祉法第43条の4に規定する重症心身障害児施設</u></p> <p><u>(5)・(6) 略</u></p> <p><u>(7) 介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第25項に規定する介護老人保健施設</u></p> <p><u>(8)・(9) 略</u></p> <p><u>(10) 児童福祉法第7条第1項に規定する児童福祉施設のうち、助産施設、乳児院、知的障害児施設（児童福祉施設最低基準（昭和23年厚生省令第63号）第48条第1号に規定する自閉症児施設に限る。）、肢体不自由児施設又は情緒障害児短期治療施設</u></p> <p><u>(11)～(13) 略</u></p> <p>(看護職員の業務)</p> <p>第1条の4 条例第3条第1項に規定する特定医療施設等のうち規則で定めるものは、次の各号に掲げる施設等とし、同項に規定する規則で定める業務は、それぞれ当該各号に掲げる業務とする。</p> <p>(1) <u>前条第5号</u>に掲げる施設 助産師の業務</p>

(2) 前条第4号に掲げる施設等 保健師又は看護師の業務

(2) 前条第6号に掲げる施設等 保健師又は看護師の業務

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。